

第2期

名取市子ども・子育て支援事業計画

概

要

版



～未来へつなぐ 子どもが笑顔で育つふるさと なとり～

令和2年3月

名取市

計画の概要

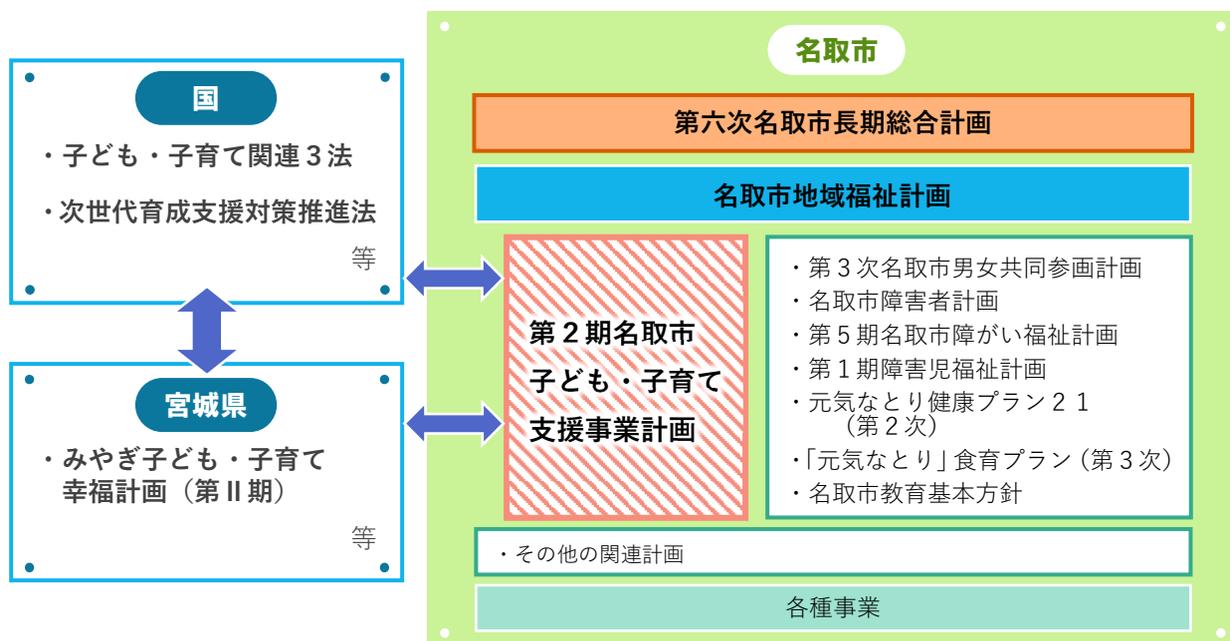
計画策定の背景と趣旨

本市では、国の少子化対策と連動して平成 17 年度から平成 21 年度までを計画期間とする「名取市次世代育成支援行動計画（前期行動計画）」を、平成 22 年度から平成 26 年度までを計画期間とする「名取市次世代育成支援行動計画（後期行動計画）」を策定し、平成 27 年度からは計画の内容を引き継ぎ、「名取市子ども・子育て支援事業計画」として、本市の子ども・子育て支援施策を推進してきました。子ども・子育て支援事業の現在の利用状況や潜在的な利用希望を含めたニーズを把握し、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業や次世代育成支援、少子化対策、母子保健対策、学童期の放課後対策等など子育てに関わる多様な支援をより一層推進するため、令和 2 年度から令和 6 年度を計画期間とする「第 2 期 名取市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

計画の期間と位置づけ

計画の期間は、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間です。5 年間の計画期間中であっても、必要に応じて中間年度（令和 4 年度）を目安に計画の見直しを行い、実態に即した子育て支援施策を推進します。

また、本計画は、「第六次名取市長期総合計画」や、関連する分野別計画と連携、整合を図り策定するものです。



これから目指す計画

計画の基本理念

子どもは、未来を担う大切な宝です。名取市で安心していつまでも笑顔で暮らせることは、子どものためにも非常に大切なことです。

本計画では、これまでの取り組みを継承しつつ、社会全体での子育て環境をより一層充実していくことを目的に、基本理念を次のとおりに設定します

未来へつなぐ 子どもが笑顔で育つふるさと なとり



計画の基本目標

本計画では基本理念の実現に向けて次世代育成支援行動計画を引継ぎ、以下の7つの基本目標に基づき様々な施策を総合的に推進します。

基本目標 1

地域における
子育て支援

基本目標 2

母性並びに乳児及
び幼児等の健康の
確保及び増進

基本目標 3

子どもの心身の健
やかな成長に資す
る教育環境の整備

基本目標 4

子育てを支援する
生活環境の整備

基本目標 5

職業生活と家庭生
活との両立支援

基本目標 6

子ども等の
安全の確保

基本目標 7

困難を有する子ど
もやその家族への
支援

次世代育成施策と重点施策

基本目標 1 地域における子育て支援

子育て家庭等の子育て支援に対するニーズを踏まえ、幼児教育・保育事業や地域子育て支援拠点事業、子育て相談の充実を図るとともに、NPO法人やボランティア団体、子育てサークルを支援し、これらの団体が連携して地域全体で子育てを支えるまちづくりを目指します。

施策の 方向性	1 地域における子育て支援の充実 ★	2 幼児教育・保育事業の充実 ★
	3 子育て支援のネットワークづくり	4 子どもの健全育成 ★

重点施策① 地域における子育て支援の充実

地域に合わせた適切な事業・サービスを選択することができるよう、利用者支援事業、地域子育て支援事業を中心とした、情報提供および相談事業を実施していきます。

◆重点事業◆ ○利用者支援事業 ○地域子育て支援拠点事業 ○放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

重点施策② 幼児教育・保育事業の充実

幼児教育・保育の量の拡充と質的向上を図るとともに、一時預かりや障がい児保育などの事業の充実を図ります。

◆重点事業◆ ○認可保育所の運営 ○地域型保育事業○認定こども園の運営 ○障がい児保育事業
○保育士研修事業 ○一時預かり事業(預かり保育事業) ○時間外保育事業(延長保育事業)
○多様な主体が参画することを促進するための事業 ○事業所内保育施設への支援

重点施策③ 子どもの健全育成

学齢や親の就労状況等に応じた需要の把握に努め、放課後児童健全育成事業をさらに充実させていきます。

また、親の就労状況にかかわらず放課後の過ごし方が多様化しているなかで、総合的な放課後児童対策としての子どもの放課後の居場所づくりを地域との関わりの中かで進めて、子どもの健全な育成につなげていきます。

◆重点事業◆ ○放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ) ○児童センターの運営 ○児童センター整備事業

基本目標 2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

結婚、妊娠、出産、子育てに対し、より前向きに考えられるよう、妊娠、出産に関する正しい知識を普及し、産前産後のサポートから、母子の健康、その後の子育てへの支援に至るまで、関係機関が連携して切れ目ない支援を推進します。

施策の 方向性	1 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策 ★	2 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実
	3 「食育」の推進	4 小児医療の充実

重点施策④ 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策

妊娠、出産、子育て期における母子保健事業の充実と、関係機関の有機的な連携体制の強化により、子どもが健やかに成長できるよう、妊娠期からの切れ目ない支援を推進します。

◆重点事業◆ ○子育て世代包括支援センター事業 ○妊婦一般健康診査 ○マタニティ相談 ○3か月児健康診査
○7か月児相談 ○幼児健康診査

基本目標 3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

子どもが自己肯定感を高め、主体性や創造性、協力してものごとに取り組む姿勢を身に付けることは大切です。家庭、学校、地域の連携を深め、多様な体験学習の機会の拡大、教育環境の整備を推進します。

- 施策の方向性
- 1 次代の親の育成
 - 2 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備
 - 3 家庭や地域の教育力の向上
 - 4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

基本目標 4 子育てを支援する生活環境の整備

子育てを安心して行うためには、安全で快適な環境整備が必要です。安全安心に過ごすことができる生活環境整備を図ります。

- 施策の方向性
- 1 安全・安心な生活環境の整備

基本目標 5 職業生活と家庭生活との両立支援

幼児教育・保育の無償化により、共働き世帯がますます増加することが予想されます。働きながら子どもを育てる家庭を支えるため、幼児期の教育・保育や学童保育の充実をはじめ、子育て家庭がゆとりを持って子育てできる環境づくりを進めます。

- 施策の方向性
- 1 職業生活と家庭生活の両立の推進

基本目標 6 子ども等の安全の確保

子どもが健やかに育つためには、親子が安心して外出、移動できる環境の整備が必要です。市や警察、教育機関等が連携して、子どもの安全を確保する事業に取り組みます。

- 施策の方向性
- 1 子どもの交通安全を確保するための活動の推進
 - 2 子どもを犯罪等から守るための活動の推進
 - 3 被害に遭った子どもの保護

基本目標 7 困難を有する子どもやその家族への支援

地域の中で子育て支援の取り組みがなされるよう、子育て家庭と地域のつながりを進め、困難を抱える子どもや家庭が地域で孤立しないよう努めます。

子どもの現在及び将来が、その生まれ育った環境によって左右されずに、全ての子どもが心身ともに健やかに育成されるよう、子どもの貧困対策を推進します。

- 施策の方向性
- 1 児童虐待防止対策の充実
 - 2 ひとり親家庭の自立支援の推進
 - 3 障がい児施策の充実
 - 4 子どもの貧困対策の充実

子ども・子育て支援の事業展開

教育・保育事業と地域子ども・子育て支援事業について

平成 27 年からスタートした「子ども・子育て支援新制度」においては、教育・保育事業利用を希望される際に 3 つの認定区分に応じて認定を行い、幼稚園や保育所などの施設の利用先を決定します。

◎認定区分、利用施設

- 【1号認定】 満3歳以上、教育を希望 → 幼稚園、認定こども園
- 【2号認定】 満3歳以上、保育の必要性認定（保育を希望） → 保育所、認定こども園
- 【3号認定】 満3歳未満、保育の必要性認定（保育を希望） → 保育所、認定こども園、地域型保育施設

また、すべての子育て家庭を対象に、市町村が地域のニーズに応じた様々な子育て支援を行う事業として 13 の「地域子ども・子育て支援事業」を実施しています。

事業名	事業の内容
利用者支援事業	身近な場所において、子ども・子育て支援に関する相談援助、情報提供、関係機関との連絡調整等を行うことで、子ども・子育て支援に関する施設や事業を円滑に利用できるように相談、助言を行います。
地域子育て支援拠点事業	公共施設や保育所、児童センター等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施します。
乳児家庭全戸訪問事業	生後 4 か月までの乳児のいるすべての家庭を保健師が訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行い、必要なサービスにつなげます。
養育支援訪問事業及び要保護児童等に対する支援に資する事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。
子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行います。
一時預かり事業（預かり保育事業）	幼稚園や認定こども園で、教育時間以外の時間帯に子どもを預かる事業です。そのほか、保育が必要となった際、保育所等で一時的に子どもを預ります。
時間外保育事業（延長保育事業）	通常の保育時間を超えて保育を行います。
病児保育事業	保護者の就労等の理由により、病気中の子どもを家庭で保育できない場合に、専用施設において、一時的に預ります。
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童（留守家庭児童）に対し、授業の終了後に児童厚生施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	地域において育児の援助を受けたい人と援助を行いたい人がそれぞれ会員となり、子育てを相互援助する会員組織事業です。
妊婦健康診査	妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。
実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の幼児教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	新規参入事業者への支援を行い、特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

幼児教育・保育の量の見込みと確保方策

1号認定			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(①)			1,664	1,623	1,556	1,537	1,594
確保方策	特定教育・保育施設	名取市	1,386	1,386	1,386	1,386	1,386
		市外	0	0	0	0	0
	確認を受けない幼稚園		225	225	225	225	225
	合計(②)		1,611	1,611	1,611	1,611	1,611
充足(②-①)			△53	△12	55	74	17

2号認定			令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
			教育ニ ーズが 強い	左記 以外								
量の見込み(①)			186	852	181	831	174	798	171	788	178	815
確保方策	特定教育・保育施設	名取市	856		856		856		856		856	
		市外	-		-		-		-		-	
	幼稚園+預かり保育		300		300		300		300		300	
	企業主導型保育施設		0		0		0		0		0	
	小規模保育		0		0		0		0		0	
	認可外保育施設		29		29		29		29		29	
	合計(②)		1,185		1,185		1,185		1,185		1,185	
充足(②-①)			147		173		213		226		192	

3号認定(0歳児)			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(①)			154	154	155	155	157
確保方策	特定教育・保育施設	名取市	119	119	119	119	119
		市外	-	-	-	-	-
	地域型保育	名取市	37	37	37	37	37
		市外	-	-	-	-	-
	認可外保育施設		3	3	3	3	3
合計(②)		159	159	159	159	159	
充足(②-①)			5	5	4	4	2

3号認定(1・2歳児)			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(①)			612	631	676	678	688
確保方策	特定教育・保育施設	名取市	467	467	467	467	467
		市外	-	-	-	-	-
	地域型保育	名取市	135	135	135	135	135
		市外	-	-	-	-	-
	認可外保育施設		14	14	14	14	14
合計(②)		616	616	616	616	616	
充足(②-①)			4	△15	△60	△62	△72

地域子ども・子育て支援事業の確保方策

事業名	区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
利用者支援事業	設置数	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	
地域子育て支援拠点事業	延べ利用者数(年間)	19,451人	20,011人	20,952人	21,326人	21,985人	
	設置箇所数	6箇所	6箇所	6箇所	6箇所	6箇所	
乳児家庭全戸訪問事業	訪問数(年間)	710人	710人	715人	716人	725人	
養育支援訪問事業	訪問実家庭数	60件	60件	60件	60件	60件	
一時預かり事業(預かり保育事業)	延べ利用者数(年間)	幼稚園在園児	58,307人	56,870人	54,522人	53,857人	55,854人
		上記以外	5,366人	6,016人	5,907人	5,857人	6,036人
時間外保育事業(延長保育事業)	実利用者数(年間)	488人	487人	491人	489人	500人	
病児保育事業	延べ利用者数(年間)	960人	960人	960人	960人	960人	
放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	登録児童数	975人	1,012人	1,046人	1,067人	1,057人	
子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	実利用者数(年間)	908人	916人	935人	944人	954人	
妊婦健康診査	延べ利用者数(年間)	825人	825人	830人	832人	842人	

ほとんどの事業について、現在、市内において実施しております。今後の見込み量に対する提供体制は十分に確保するものとしており、ニーズに対応できるよう体制の強化に努めます。

◆その他の事業の実施方針◆

- 子育て短期支援事業については、現在、市では実施していない事業ですが、県と連携し必要な支援に努めます。
- 実費徴収に係る補足給付を行う事業については、幼児教育・保育無償化の実施にあわせ、年収が360万円未満相当の世帯の子どもと所得に関わらず第3子以降の子どもの副食費を助成します。さらに、子どもの貧困対策の視点も踏まえ、対象者の把握に努め低所得世帯の負担軽減について検討します。
- 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業については、ニーズに沿った多様なサービスの提供や幼児教育・保育の継続的な充足のためには、民間事業者等、多様な主体が参画する必要があります。本市では地域型保育事業者に対し巡回指導を実施しており、継続して実施します。

第2期名取市子ども・子育て支援事業計画【概要版】

発行年月：令和2年3月

発行：名取市 健康福祉部 こども支援課

〒981-1292 名取市増田字柳田 80 TEL：022-384-2111（代表）